

○ 国立大学法人山梨大学公的資金相談窓口運営内規

制定 平成27年 3月27日

改正 平成28年 3月29日

(趣旨)

第1条 この内規は、国立大学法人山梨大学における研究に係る不正行為の防止に関する規程第7条第2項に基づき、山梨大学の公的資金に係る取得及び運用に関する相談窓口（以下「相談窓口」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 相談窓口は、本学における公的資金に係る事務処理手続きに関する学内外からの問い合わせに対応し、効率的な研究遂行のための適切な支援を行なうものとする。

2 相談窓口は、相談を受けた事項について速やかに調査を行ない、その結果を相談者に回答しなければならない。

3 当該事項について必要な場合は、関連する部署の事務担当者（以下「事務担当者」という。）に通知し、当該事項への対応を求めることとする。

(担当)

第3条 相談窓口の担当部署は、次の各号のとおりとする。

- (1) 甲府キャンパス 研究推進部研究推進課及び財務部財務課
- (2) 医学部キャンパス 医学域事務部総務課及び医学域事務部管理課

(事務担当者)

第4条 事務担当者は、相談窓口から第2条第3項に基づく通知があった場合は、迅速に対応しなければならない。

(雑則)

第5条 この内規に定めるもののほか、相談窓口に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成27年3月27日から施行する。
- 2 国立大学法人山梨大学公的資金相談窓口運営要項（平成19年10月24日制定）は廃止する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

<改正記録>

H28. 3.29 研究推進・社会連携機構細則の改正に伴う改正